

## 令和4年度第5回総会（月例）議事録

|               |   |
|---------------|---|
| 日 時           | 令和4年7月28日（木） 午前10時開会  |
| 場 所           | 市民福祉プラザ5階 中会議室  |
| 出席委員<br>（16名） | 上入來 幸一（会長） 仮屋 幸孝（会長代理） 弟子丸 宗一（運営委員）<br>有村 伊智博 池田 晃 岩元 節朗 上四元 正昭<br>園山 一則 豊留 辰男 烏丸 俊秀 中村 秀彦<br>鳩宿 隆雄 穂満 和廣 堀之内 薫 本多 剛<br>横峯 明人   |
| 欠席委員<br>（3名）  | 永尾 寛 枇榔 稔 福永 大悟   |
| 事務局           | 事務局長 三浦<br>主 幹 新村<br>支局主任 山崎、村田、末永、尾堂、東、小山田、小村<br>専門員 水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊<br>主 査 帖地、安樂<br>主 事 飯泉<br>主 任 米倉、西、平川  |
| 農政総務課         | 主 任 橋口  |
| 議 題           | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農地法第3条許可申請に関する件</li> <li>2 農地転用事業計画変更に関する件</li> <li>3 農地法第4条許可申請に関する件</li> <li>4 農地法第5条許可申請に関する件</li> <li>5 非農地認定に関する件</li> <li>6 農地利用変更届出に関する件</li> <li>7 農用地利用集積計画に関する件</li> <li>8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</li> <li>9 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件</li> </ol> |
| 報告事項          | <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法務局から照会のあった農地等の現況について</li> <li>2 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について</li> <li>3 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について</li> <li>4 農地法第3条の3届出専決に関する報告について</li> <li>5 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</li> <li>6 鹿児島の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について</li> <li>7 農地パトロールについて</li> </ol>                  |

|       |  |
|-------|--|
| 議 長   | <p>開 会（午前 10 時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 4 年度第 5 回総会を開催いたします。</p> <p>まず 事務局より連絡事項をお願いします。</p>   |
| 事 務 局 | <p>先月もご紹介したところですが、6 月 29 日付で、農業委員会委員に上四元正昭様が任命され、本日が初めての出席となりますので、ご紹介をさせていただきます。</p> <p>（上四元委員挨拶）</p>  |
| 議 長   | <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 16 人の出席で、過半数以上の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、永尾委員、枇榔委員、福永委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません。私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、弟子丸委員、烏丸委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題 7「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p> |

| 議 題   |   |
|---|---|
| <b>議題 1 . 農地法第 3 条許可申請に関する件</b><br>1 ページ ~ 3 ページ 13 件 |   |
| 議 長   | それでは、議題 1 . 「農地法第 3 条許可申請に関する件」を審議します。<br>まず、谷山、14 番委員お願いします。                           |
| 14 番委員  | ご報告します。<br>番号 1 号、申請事由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。<br>番号 2 号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。<br>以上です。 |
| 議 長   | 次に、伊敷、18 番委員お願いします。   |
| 18 番委員  | ご報告します。<br>番号 3 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。<br>以上です。  |
| 議 長   | 次に、吉野、6 番委員お願いします。  |
| 6 番委員   | ご報告します。<br>番号 4 号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号 5 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。<br>以上です。            |
| 議 長   | 次に、喜入、1 番委員お願いします。  |
| 1 番委員   | ご報告します。<br>番号 6 号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号 7 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。<br>以上です。            |
| 議 長   | 次に、松元、3 番委員お願いします。  |
| 3 番委員   | ご報告します。<br>番号 8 号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。<br>番号 9 号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。<br>以上です。            |
| 議 長   | 次に、郡山、事務局お願いします。  |

|  |   |
|--|---|
| 郡山支局   | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号12号、労力不足、規模拡大、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、相手要望、新規就農、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長   | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1「農地法第3条許可申請に関する件」13件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p><b>議題2．農地転用事業計画変更に関する件</b></p> <p><b>4ページ～6ページ 5件</b></p> |   |
| 議長   | <p>次に、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。</p> <p>議題3「農地法第4条許可申請に関する件」谷山の番号1号、松元の番号3号及び議題4「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号3、4号、松元の番号20号の案件が、この事業計画変更に関連するので併せて、審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>   |

|           |  |
|-----------|--|
| 1 4 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅2棟94.85㎡ 庭敷地等401.15㎡、変更後：建売住宅2棟148.64㎡ 庭敷地等350.80㎡、申請事由：当初の計画では、2階建ての建売住宅2棟を建築する予定であったが、事業計画の変更により2棟のうち1棟を平屋建てとするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年10月12日、許可番号：農委第0325-31号。</p> <p>番号2号、変更前：建売住宅2棟、変更後：一般住宅1棟、申請事由：当初計画者が事業の継続が困難なため、継承人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和4年3月15日、許可番号：農委第0325-80号。</p> <p>番号3号、変更前：建売住宅2棟、変更後：一般住宅1棟、申請事由：当初計画者が事業の継続が困難なため、継承人が一般住宅とするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和4年3月15日、許可番号：農委第0325-80号。</p> <p>なお、別件5条申請と関連しますので、あわせて、説明いたします。</p> <p>9ページをお開きください。</p> <p>番号3号、用途・施設：住家1棟60.00㎡、庭敷地等140.10㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...私道、西...別件5条申請地、南...市道、水路、北...他人田、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、住家1棟82.81㎡、庭敷地等192.44㎡、東...別件5条申請地、西...水路、南...市道、水路、北...他人田、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>5ページをお開きください。</p> <p>番号4号、変更前：建売住宅29棟1,680.84㎡ 宅地分譲7区画2,137.85㎡、総面積15,315.55㎡、変更後：建売住宅35棟2,028.60㎡ 宅地分譲16区画3,515.40㎡、総面積16,775.47㎡、申請事由：当初建売住宅29棟を建築する計画であったが、事業拡大により建売住宅35棟を建築するもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年12月22日、許可番号：農委第0325-61号。</p> <p>なお、別件4条申請と関連しますので、あわせて、説明いたします。</p> <p>7ページをお開きください。</p> <p>番号1号、建売住宅35棟2,028.60㎡、庭敷地等4,998.39㎡、宅地分譲16区画3,515.40㎡、調整池722.35㎡、通路3,571.57㎡、公園1,006.59㎡、緑地等932.57㎡、東...河川管理道路、他人畑、山林、西...宅地、南...市道、北...里道、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...河川放流、汚水...公共下水道。</p> <p>以上の件につきまして 事務局より補足説明をいたします。</p> |
|-----------|--|

|                |   |
|----------------|---|
| <p>谷 山 支 局</p> | <p>この件について、補足して説明いたします。(図面掲示)</p> <p>申請地は、谷山支所から北北西に約4.6kmに位置する第3種農地です。</p> <p>申請人は、市内で土木不動産を営む法人で、すでに令和3年11月に農地法第5条第1項の申請がなされ、令和3年12月22日付けで許可を行った、農地13筆9,878㎡と隣接する雑種地等と一体利用した総面積15,315.55㎡に新たに農地以外の山林等を加え、総面積16,775.47㎡とするものです。</p> <p>変更前、計画しておりました建売住宅は29棟から6棟を追加し35棟へ、宅地分譲は7区画から9区画を追加し16区画に変更するため、農地法第5条事業計画変更申請及び農地法第4条申請が提出されました。</p> <p>こちらの図面をご覧ください。</p> <p>図面中、黄色で塗られているところが、変更前の区域になります。</p> <p>今回、追加となった土地が赤色で塗られたところとなります。今回、追加された区域には農地は含まれておりません。</p> <p>境界につきましては、コンクリート擁壁、ブロック積とし、雨水につきましては、調整池に貯留後、永田川へ放流する計画です。汚水につきましては、公共下水道となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> |
| <p>議 長</p>     | <p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>  |

|                |  |
|----------------|--|
| <p>3 番 委 員</p> | <p>ご報告します。</p> <p>番号5号、変更前：建売住宅1棟167.00㎡、変更後：建売住宅6棟439.90㎡、通路174.00㎡、ゴミステーション25.47㎡、庭敷地等771.63㎡、申請事由：当初の計画では、建売住宅1棟を建築する予定であったが、現地在軟弱地盤であり地盤が落ち着くまで造成を中断していたが今回、隣接地を取得すると同時に本申請と一体利用で地盤改良を含め事業計画変更をするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：平成30年11月28日、許可番号：農委第3085-26号。</p> <p>なお、別件5条申請と関連しますので、あわせて、説明いたします。<br/>14ページをお開きください。</p> <p>番号20号、用途・施設：建売住宅6棟439.90㎡、通路174.00㎡、ゴミステーション25.47㎡、庭敷地等771.63㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南...宅地、他人田、西...宅地、北...市道、境界...コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>以上の件につきまして 補足説明をいたします。</p> <p>申請地は、平成30年11月28日の総会において建売住宅1棟の計画で許可をしましたが、現地在軟弱地盤であることから 造成工事を中断しておりました。</p> <p>しかし、今回は隣接地と一体利用し、地盤改良工事を行い、建売住宅6棟へ事業計画を変更することとなったため、始末書添付のうえ事業計画変更及び転用許可申請がなされたものです。</p> <p>なお、転用未実行のまま数年が経過していますが、工事進捗状況報告書は提出されており、報告を受けた都度、現地調査を行い、早期着工や農地転用の手続きについて指導しておりました。</p> <p>また、今回の申請を受け付けるにあたり、今後はこのような事が無いように事業計画に従い工事を行うよう指導いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
|----------------|--|

|  |   |
|--|---|
| 議 長  | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」5件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p> <p>又、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」番号1、3号及び議題4「農地法第5条許可申請に関する件」番号3、4、20号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、転用面積が3,000㎡を超える第4条の番号1号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p> |
| <p><b>議題3．農地法第4条許可申請に関する件</b><br/>7ページ～8ページ 3件</p> |   |
| 議 長  | <p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件及び松元の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の1件について審議していただきたいと思います。</p> <p>それでは、吉野、6番委員お願いします。</p>   |
| 6 番 委 員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号2号、用途・施設：貸資材置場583.00㎡、転回場等61.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東・北…雑種地、西…山林、南…市道、境界…コンクリート擁壁、雨水…自然流下。</p> <p>この件につきまして、補足してご説明申し上げます。</p> <p>申請人は、当該申請地を、平成13年頃から、自身が経営する造園会社の資材置場として使用していましたが、</p> <p>今回、「始末書」並びに「土地賃貸借契約書」を添付のうえ、改めて、申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後は、許可を受けてから転用するよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>以上です。</p>   |

|  |   |
|--|---|
| 議  | <p>長</p> <p>ただいま、調査員から説明がありました。<br/> 今回の第4条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、第2種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」1件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> |
| <p><b>議題4 農地法第5条許可申請に関する件</b><br/> <b>9ページ～14ページ 21件</b></p> |   |
| 議  | <p>長</p> <p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。<br/> 先ほど谷山の2件及び松元の1件につきましては、議題2「農地転用事業計画変更に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の18件について審議していただききたいと思います。<br/> まず、谷山、14番委員お願いします。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 14番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：車両置場300.00㎡、転回場等488.00㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東...水路、西...宅地、雑種地、水路、南...市道、雑種地、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、資材置場151.00㎡、駐車場162.00㎡、通路71.83㎡、転回場等239.00㎡、東...農道、雑種地、西・北...他人田、南...水路、境界...ブロック積、雨水...自然流下、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号5号、住家1棟96.05㎡、庭敷地等254.95㎡、東・南...渡人田、西...宅地、北...農道、宅地、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号6号、住家1棟88.71㎡、庭敷地等152.29㎡、東...市道、西・南...渡人畑、北...里道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号7号、建売住宅2棟187.35㎡、庭敷地等243.33㎡、宅地分譲1区画201.00㎡、通路285.67㎡、東...市道、宅地、西...宅地、渡人畑、他人畑、南...他人畑、北...農道、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、通路11.00㎡、東...渡人畑、西...宅地、南...受人畑、北...農道、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号9号、建売住宅1棟99.37㎡、庭敷地等345.63㎡、東...水路、西...農道、宅地、南...他人田、北...他人田、宅地、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長    | 次に、伊敷、18番委員お願いします。  |
| 18番委員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号10号、クヌギ211本1,080.00㎡、東・南...市道、西・北...山林、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、贈与。</p> <p>番号11号、車両置場419.00㎡、東・西・南...雑種地、北...国道、境界...コンクリート擁壁、雨水...国道側溝、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長    | 次に、吉野、6番委員お願いします。   |

|         |  |
|---------|--|
| 6 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号12号、駐車場400.00㎡、転回場210.00㎡、通路187.00㎡、東...農道、西...水路、南...他人畑、北...雑種地、境界...ブロック積、雨水...水路放流、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟59.00㎡、庭敷地等277.00㎡、東...山林、西...市道、南...雑種地、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号14号、貸資材置場108.00㎡、駐車場36.00㎡、通路96.00㎡、転回場等256.00㎡、東...山林、西...宅地、市道、南...渡人畑、北...雑種地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長     | 次に、桜島、5番委員お願いします。  |
| 5 番 委 員 | <p>ご報告します。</p> <p>番号15号、住家1棟109.30㎡、庭敷地等315.70㎡、東・南...宅地、西...里道、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、桜島支所から北東へ約80mに位置する第3種の300m以内農地に該当します。</p> <p>がけ地規制により使用できない面積が、303.23㎡であり、実際に使用できる有効面積は、425㎡であることから、一筆すべてを転用することはやむを得ないと判断したものです。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長     | 次に、喜入、1番委員お願いします。  |

|  |   |
|--|---|
| 1 番 委 員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号16号、貸資材置場200.00㎡、転回場等129.00㎡、東...宅地、西...雑種地、他人畑、南...水路、北...雑種地、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号17号、住家1棟105.16㎡、庭敷地等178.84㎡、東・北...別件5条申請地、西...市道、南...他人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号18号、建売住宅2棟147.22㎡、庭敷地等573.78㎡、東・南...他人畑、西...別件5条申請地、北...渡人畑、別件5条申請地、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、通路109.00㎡、東・南...別件5条申請地、西...市道、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>番号19号の通路につきましては番号17、18号の通路として、隣接する市道に出入りするため使用します。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長  | 次に、松元、3番委員お願いします。   |
| 3 番 委 員  | <p>ご報告します。</p> <p>番号21号、建売住宅7棟635.95㎡、通路765.00㎡、庭敷地等1,388.05㎡、東・南...宅地、西...他人畑、宅地、北...市道、境界...コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>  |
| 議 長  | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」18件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p>   |
| <p><b>議題5 . 非農地認定に関する件</b></p> <p><b>15ページ～19ページ 14件</b></p> |   |
| 議 長  | 次に、議題5.「非農地認定に関する件」を審議します。まず、本局、2番委員お願いします。   |

|           |  |
|-----------|--|
| 2 番 委 員   | ご報告します。<br>番号1号、調査結果：コサン竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。<br>以上です。   |
| 議 長       | 次に、谷山、14番委員お願いします。   |
| 1 4 番 委 員 | ご報告します。<br>番号2号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。<br>番号3号、調査結果：孟宗竹・雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。<br>以上です。  |
| 議 長       | 次に、伊敷、18番委員お願いします。   |
| 1 8 番 委 員 | ご報告します。<br>番号4号、調査結果：4999-1：住家1棟、17年経過、現況宅地。5000、5001：杉、約50年経過、現況山林。<br>番号5号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。<br>番号6号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。<br>番号7号、調査結果：8231、8963、8969-口、9000：孟宗竹自然繁茂、8918：唐竹自然繁茂、9446、9449、9925、9925-口：杉、雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。<br>番号8号、調査結果：孟宗竹自然繁茂、約20年経過、現況山林。<br>以上です。 |
| 議 長       | 次に、吉野、6番委員お願いします。  |
| 6 番 委 員   | ご報告します。<br>番号9号、調査結果：住家1棟、30年経過、現況宅地。<br>番号10号、調査結果：住家1棟、23年経過、現況宅地。<br>番号11号、調査結果：杉、雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。<br>番号12号、調査結果：大名竹・雑木自然繁茂、約20年経過、現況山林。<br>以上です。  |
| 議 長       | 次に、喜入、1番委員お願いします。  |
| 1 番 委 員   | ご報告します。<br>番号13号、調査結果：雑木自然繁茂、約50年経過、現況山林。<br>番号14号、調査結果：雑木自然繁茂、約40年経過、現況山林。<br>以上です。   |

|   |   |
|---|---|
| 議 長   | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」14件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>   |
| <p><b>議題6 農地利用変更届出に関する件</b><br/><b>20ページ 2件</b></p> |   |
| 議 長   | <p>次に、議題6「農地利用変更届出に関する件」を審議します。<br/>それでは、本局、2番委員お願いします。</p>   |
| 2 番 委 員   | <p>ご報告します。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。工事開始日：令和4年8月10日、工事終了日：令和4年12月25日、周囲の状況：東…水路、西・南…市道、北…別件農変番号2申請地、境界…土留、ブロック積、法面保護、高さ…0.80m～2.20m、作物…野菜、搬入土…黒土。</p> <p>番号2号、周辺土地より低いため、盛土をして畑としての利便性を高める。令和4年8月10日、令和4年12月25日、東…水路、西・北…市道、南…別件農変番号1申請地、境界…土留、ブロック積、L型擁壁、高さ…0.80m、作物…野菜、搬入土…黒土。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長   | <p>ただいま、調査員から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6「農地利用変更届出に関する件」2件につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>   |

| 議題 7 . 農用地利用集積計画に関する件<br>21ページ~31ページ 20件 |  |
|--|--|
| 議 長                                      | <p>次に、議題7 . 「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。<br/>31ページ、番号19、20号につきましては、13番委員自身が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、13番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。<br/>13番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>(13番委員離席後)</p> <p>それでは、番号19、20号につきましては、事務局から説明をお願いします。</p>                |
| 事 務 局                                    | <p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。<br/>31ページをご覧ください。</p> <p>番号19号、地目：田、面積1,413.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。<br/>番号20号、地目：田、面積631.00㎡、権利の種類：使用貸借権、設定期間10年、区分：新規。<br/>令和4年7月29日公告予定です。<br/>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。<br/>以上です。</p>   |
| 議 長                                      | <p>ただいま、事務局から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7 . 「農用地利用集積計画に関する件」の番号19、20号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、13番委員におかれましては、ご着席をお願いします。</p> <p>(13番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。<br/>残りの18件及び先ほどの2件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p> |

|  |  |
|--|--|
| 事務局  | <p>資料の21ページをご覧ください。</p> <p>「議案第7号」、令和4年7月29日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>賃貸借権9件、10筆、14,013.00㎡。使用貸借権11件、14筆、10,054.00㎡。合計20件、24筆、24,067.00㎡です。</p> <p>議案書の22ページから31ページは、農用地利用集積計画の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p> |
| 議長   | <p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7.「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>  |
| <p><b>議題8. 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件</b><br/><b>別冊資料2 2件</b></p> |  |
| 議長   | <p>次に、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>   |
| 14番委員  | <p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、山林</p> <p>4. 現況、申出地は、中山町荒平下地区にあり、谷山支所から北西へ約4.4kmに位置し、東・南側は山林、西・北側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議長   | <p>次に、喜入、1番委員お願いします。</p>   |

|   |   |
|---|---|
| 1 番 委 員   | <p>ご報告します。6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、太陽光発電設備</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入瀬々串町下地区にあり、喜入支所から北西へ約5.8 kmに位置し、東側は農道、西側は他人畑、里道、南側は市道、北側は他人畑に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用地区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>          |
| 議 長   | <p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8. 「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」2件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>   |
| <p><b>議題9. 農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件<br/>別冊資料2 1件</b></p> |   |
| 議 長   | <p>次に、議題9. 「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>それでは、松元、3番委員お願いします。</p>  |
| 3 番 委 員   | <p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、加工場、倉庫、販売施設</p> <p>4. 現況、申出地は、直木町松切畑地区にあり、松元支所から南西へ約2.5 kmに位置し、東・北側は他人畑、西側は他人畑、宅地、南側は農道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による用途区分変更理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、変更後の用途は加工場、倉庫、販売施設であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p> |

|   |  |
|---|--|
| 議 | <p>長</p> <p>ただいま、調査員から説明がありました。<br/>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題９．「農業振興地域整備計画変更（用途区分変更）に係る意見書に関する件」１件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> |
|---|--|

| 報 告 事 項  |   |
|--|---|
| <b>1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について</b><br><b>3 2 ページ ~ 3 6 ページ 5 件</b> |   |
| 議 長  | 報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」<br>まず、本局、2番委員お願いします。   |
| 2 番 委 員  | 報告します。32ページです。<br>照会日：令和4年6月24日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内<br>にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和4年6月28日 鹿児島地方法務局へ報告済。  |
| 議 長  | 次に、谷山、14番委員お願いします。  |
| 1 4 番 委 員  | 報告します。33ページです。<br>照会日：令和4年6月21日、現況：一部非農地、一部農地、調査結果：該地<br>は市街化調整区域内にあり、現況一部非農地、一部農地である。<br>処理状況：令和4年7月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。<br>次に、34ページです。<br>照会日：令和4年6月27日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内<br>にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和4年7月4日 鹿児島地方法務局へ報告済。       |
| 議 長  | 次に、松元、3番委員お願いします。   |
| 3 番 委 員  | 報告します。35ページです。<br>照会日：令和4年7月5日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め<br>のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和4年7月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。<br>次に、36ページです。<br>照会日：令和4年7月8日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定め<br>のない都市計画区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和4年7月13日 鹿児島地方法務局へ報告済。 |

|  |   |
|--|---|
| <b>2 . 鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について<br/>37ページ～38ページ 1件</b> |   |
| 議 長  | 次に、報告事項2「鹿児島市長（道路管理課）から照会のあった農地等の現況について」<br>それでは、本局、2番委員お願いします。   |
| 2 番 委 員  | 報告します。37ページから38ページです。<br>照会日：令和4年6月15日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、現況非農地である。<br>処理状況：令和4年6月24日 鹿児島市長へ報告済。<br>以上です。 |
| <b>3 . 国土利用計画法による届出・土地に関する調書について<br/>39ページ～41ページ 3件</b>      |   |
| 議 長  | 次に、報告事項3「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」<br>まず、本局、事務局お願いします。   |

|              |   |
|--------------|---|
| <p>事 務 局</p> | <p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>番号 1</p> <p>この調書は、市街化区域内の 2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が6月17日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)1,011㎡、現況利用です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれているので、農地法に基づく届出が必要であるが、既に5条届出がなされ、令和4年6月28日付けで受理通知書を交付済み」と回答したところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ6月28日に回答したところでございます。</p> <p>続きまして、番号2です。</p> <p>この調書は、市街化区域内の2,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が6月17日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在は記載のとおりであり、地目別面積は(畑)883㎡、現況利用です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は市街化区域内にあるため、市街化区域内農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興地域外及び農用地区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地には農地が含まれているので、農地法に基づく届出が必要であるが、既に5条届出がなされ、令和4年6月15日付けで受理通知書を交付済み」と回答したところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ6月28日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| <p>議 長</p>   | <p>次に、松元、事務局お願いします。</p>   |

|  |  |
|--|--|
| 松元支局   | <p>この調書は、都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が、6月13日提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在につきましては、記載のとおりです。</p> <p>地目別面積は、畑で6,003㎡です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域整備計画との関係」ですが、農業振興・地域内で、農用地・区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、「届出地は、農地が含まれているため、農地法に基づく許可が必要であります。令和4年5月9日付け農地転用許可申請がなされ、令和4年度第3回農業委員会総会と令和4年6月6日、県常設審議委員会において審議され</p> <p>「都市計画法29条許可を条件として許可相当となった」との回答をしたところ</p> <p>です。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ6月20日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p> |
| <p align="center"><b>4．農地法第3条の3届出専決に関する報告について</b><br/>42ページ～44ページ 16件</p>  |  |
| <p align="center"><b>5．農地法第4条・5条届出専決に関する報告について</b><br/>45ページ～54ページ 30件</p> |  |
| 議 長  | <p>次に、報告事項4「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」報告事項5「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」それでは、事務局の報告をお願いします。</p>   |
| 事 務 局  | <p>42ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は16件です。</p> <p>登記地目別では、田30筆、15,996.00㎡、畑53筆、28,653.00㎡となっております。取得した事由別数は、相続が16件。権利の種別は、所有権が16件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が15件となっております。</p> <p>43ページから44ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>  |

|  |  |
|--|--|
| 事務局  | <p>45ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に駐車場が4件、一般住宅が2件、合計6件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が19件、その他が3件、店舗等が2件、合計24件となっております。</p> <p>46ページから47ページは、4条関係6件、48ページから54ページは、5条関係24件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p> |
| <p align="center"><b>6．鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について<br/>別冊資料3</b></p> |  |
| <p align="center"><b>7．農地パトロールについて<br/>別冊資料4</b></p>                     |  |
| 議長   | <p>次に、報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」<br/>報告事項7「農地パトロールについて」<br/>それでは、事務局の報告をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料3をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず、二段書きの上の段の5月分については、訪問戸数54戸、うち不在10戸、調査回答戸数41戸、貸出希望2戸94.90アール、借入希望、貸出実績、借入実績、中間管理事業活用実績はありませんでした。</p> <p>各地区の実績、累計についてはお目通しをお願いします。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>                                  |

|              |  |
|--------------|--|
| <p>事 務 局</p> | <p>農地パトロールについて報告いたします。<br/>別冊資料4の1ページをお開きください。<br/>実施期間ですが、令和4年8月22日から8月31日までを中心に実施します。<br/>調査出発時間は、午前の部は午前9時から、午後の部は午後1時30分から行います。</p> <p>このパトロールは、農地法第30条の利用状況調査と位置づけ、あわせて農地利用変更届出現地調査を行います。</p> <p>調査地域は、本庁1班 谷山4班 吉野、伊敷、吉田、桜島、喜入、松元、郡山の各地区は2班ずつの 9地域19班です。</p> <p>調査員は、農業委員19名と農地利用最適化推進委員18名、事務局職員です。</p> <p>調査方法について、各班は、地区の農業委員と農地利用最適化推進委員、各1名と職員2名の4名で調査します。</p> <p>調査確認の方法は、<br/>遊休農地の調査は、写真を撮り遊休農地調査票に記入<br/>無断転用農地は、無断転用調査票に記入<br/>農地利用変更届出がある場合は利用状況を調査し、利用変更届出調査票に記入します。</p> <p>パトロールの実施結果は、班ごとに取りまとめて、無断転用農地、遊休農地について所有者等に対して助言や意向確認等を行います。</p> <p>次回の農地パトロールは9月に実施予定です。</p> <p>農地パトロールの日程とコース等については、2ページから4ページまでに記載してありますので、お目通しをお願いします。各調査票は、5ページから7ページまででございます。</p> <p>また、農地パトロールの当日は「帽子」、「腕章」、「ステッカー」等、農地パトロールグッズの活用を徹底していただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p>   | <p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前10時50分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はございませんか。</p>  |

|     |  |
|-----|--|
| 事務局 | <p>令和4年度第6回総会（月例）開催日時は、<br/>8月26日（金）午前10時開会 市役所本館2階 講堂です。<br/>あともう一点、個人情報の漏えい防止についてお願いでございます。<br/>県農業会議が開催する常設審議会においても、会議終了後、審議資料は回収しておりますので、本市農業委員会においても同様の取扱いとし、今回の総会より総会資料はお帰りの際に回収させていただきますのでご協力をお願いいたします。</p>   |
| 事務局 | <p>机の上に配布してある資料をご覧ください。農地利用最適化交付金の交付要件につきまして、4月変更前の方は、交付要件の前提条件という欄に、全ての推進委員は毎月の活動を実施していることという条件を記載しております。これに伴いまして、月に1日も活動していない推進委員等がいた場合は、農業委員会の配当は0とすると。連帯責任で、農業委員会自体に全ての交付金を0にするという要綱が含まれていたのですが、5月に行われました、全国農業委員会会長大会の会議の中で、要望事項として、国会議員の方に伝えたとこ、7月に農林水産省から通知がありまして、0件の要件というは無くなりました。連帯責任の要綱自体が削られましたので、ひと月の活動日数が0日であっても、連帯責任という形にはなりませんので、そのご報告です。</p> <p>農業委員会だよりを1年に1回12月に発行しているのですが、6地区の方から編集委員の方を出していただきましたので、この後、みなと大通り4階の農業委員会室で11時10分から第1回の編集会議を始めたいと思いますので、お越しく下さい。よろしくお願ひします。</p> <p>以上です。</p> |
| 議長  | <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉会（午前10時55分）</p>  |